

平成29年 9月 定例会(第3回)

## 平成29年清瀬市議会第3回定例会会議録

議事日程(第5号) 9月29日(金)

午前10時00分 開議

○議長(西畑春政君) 日程第24、陳情第9号 新庁舎の敷地内禁煙を要望する陳情を議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

渋谷けいし委員長。

〔総務文教常任委員長 第10番 渋谷けいし君 登壇〕

◆第10番(渋谷けいし君) 陳情第9号 新庁舎の敷地内禁煙を要望する陳情についての審査結果をご報告いたします。

陳情者がお見えでしたので、予定されていた審査順序を変更し、会議を休憩して、陳情者からの趣旨説明をお受けいたしました。

この陳情は、清瀬市役所新本庁舎の敷地内の全面禁煙を要望するものであります。

陳情者の趣旨説明の後、会議を再開し、質疑・意見をお受けいたしました。

宮原委員からは、現在の職員の勤務時間中の喫煙ルールについて、職員の喫煙者数の人数についての質疑では、松村総務部長より、現在、勤務時間中の喫煙については特にルールは設けていない、人数についてのデータは持ち合わせていないとの答弁がありました。

佐々木委員からは、新庁舎での2か所の喫煙所の設置についてのこれまでの庁内議論の経過について、都条例で検討されている禁煙条例への認識についての質疑では、原田企画部参事より、庁内の検討委員会、プロジェクトチームにおいて検討してきたとの答弁があり、八巻健康福祉部長からは、東京都が国に先駆けて制定を検討していただいていることは有意義なことと考えているとの答弁がありました。また、都条例で検討されている禁煙条例と、屋上に予定されている職員用喫煙所との関係性についての質疑では、原田企画部参事より、屋上の喫煙所が屋内と解釈されるようであれば、今後、設置のあり方を検討する必要があるとの答弁がありました。

斉藤あき子副委員長からは、新庁舎1階の喫煙所の形態はどのようなものなのか、新庁舎1階の喫煙所には明確な表示があるのかなどの質疑では、原田企画部参事から、1階の喫煙所は四方を囲まれたブースで集煙機などを設備している。喫煙所の表示については、今後検討していきたいとの答弁がありました。

意見では、粕谷委員から、新庁舎の喫煙所の設備もいろいろ検討されており、現時点では、喫煙所の設置はやむを得ないと思うので、本陳情には反対するとの意見がありました。

中村委員からは、新庁舎での喫煙所においては、周囲の環境に影響を及ぼさないように十分配慮するよう要望し、本陳情には反対するとの意見がありました。

宮原委員からは、非喫煙者、喫煙者との意見など、さまざまな権利を調整し、バランスをとることも大切であるが、市職員の勤務時間中の喫煙時間は休憩時間ともとれるわけで、喫煙しない職員と喫煙する職員との公平性などの問題もあるので、本陳情には賛成するとの意見がありました。

佐々木委員からは、世間の受動喫煙に対する関心の高まりからも、新庁舎へ移行する機会に、敷地内全面禁煙にすべきであると思うので、本陳情には賛成するとの意見がありました。

斉藤あき子副委員長からは、段階的に敷地内全面禁煙とすべきであるが、現状では難しいと思うので、本陳情には反対するとの意見がありました。

質疑・意見を終結し、採決の結果、陳情第9号は、賛成者3人、反対者3人で、可否同数となりましたので、清瀬市議会委員会条例第17条の規定により、委員長裁決を行い、不採択と決しました。

以上で総務文教常任委員会に付託された議案審査は全て終了し、閉会をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長(西畑春政君) 報告が終わりました。

討論を行います。

最初に、反対討論ございますか。

〔発言する者なし〕

○議長（西畑春政君） 次に、賛成討論ございますか。

それでは、原田議員の賛成討論を許します。

第6番原田議員。

〔第6番 原田ひろみ君 登壇〕

◆第6番（原田ひろみ君） 日本共産党を代表して、陳情第9号 新庁舎の敷地内禁煙を要望する陳情に賛成する立場から討論を行います。

たばこは毎年世界で700万人、日本で数十万人の命を奪っていると言われます。そのうち1割は非喫煙者の受動喫煙による犠牲者です。ニコチンはたばこによって非常に身近なものに感じますが、実際はヒ素や水銀などと同様に、毒物及び劇物取締法で定められている毒物です。人間が毒物にさらされる際に安全な基準はなく、体には絶対に入れてはならないものと、医師など専門家は指摘します。

世界保健機構、WHOは、たばこの害から人々を守るために、規制の枠組み条約をつくり、批准国は例外なき屋内全面禁煙を始め、対策に取り組んでいます。WHOの調べでは、世界49か国で医療機関や大学、学校、飲食店、公共交通機関などで屋内の全面禁煙が法制化されています。多くの国では、たばこを人前で吸ってはいけないという社会的な規範も築かれているといえます。

日本もこの条約を批准していますが、しかし、日本の受動喫煙対策は世界最低レベルです。日本の健康増進法では、屋内禁煙については努力義務にとどまっており、脱たばこのメディアキャンペーンやたばこの広告、販売、後援の禁止の各項目で最低のレベルにあると酷評されています。

日本は条約違反の状態が続いているということであり、受動喫煙対策の法制化は一刻を争う課題です。政府も東京都も原則として屋内禁煙とする対策の強化を打ち出しています。そして、陳情書にあるとおり、厚生労働省や国立がんセンターなどによって、次々と喫煙が及ぼす健康被害の深刻さが科学的な根拠を持って証明されてきています。

こうした被害の認識が広がる中、習慣的にたばこを吸う人の割合は、2003年に27.7%いたものから、2015年には18.2%へと大きく減少してきています。

禁煙と受動喫煙の防止は、もはや世界の流れであって、健康増進に取り組む行政として、積極的に推進しなければならない課題です。対策の基準は望まない受動喫煙を禁止することにあります。市役所の屋内全面禁煙とする対策をもう一步広げて、敷地内の全面禁煙に踏み出すべきです。

審議の中では、風の強い状態では副流煙が17メートル先まで影響を及ぼすとの調査を紹介する意見もありました。実際、日本禁煙学会は無風状態でも1人の喫煙者によるたばこの煙の到達範囲は直径14メートルの円周内としており、複数の喫煙者、あるいは風のある状態ではこの2、3倍になると指摘しています。

特に子どもを受動喫煙から守る必要があります。今、都政の場で、子どものいる自宅やマイカーでの喫煙を制限する受動喫煙対策の動きがありますが、子どもが受動喫煙から受ける健康被害は大人以上に深刻であり、乳幼児突然死症候群、気管支炎、気管支ぜんそく、肺炎、中耳炎などの疾病と関連があると既に判明しています。東京都医師会は全ての成人は子どもの前での喫煙、喫煙直後に子どもと接することが虐待であることを認識する必要があると指摘しています。

市役所は子どもも訪れる場所ですが、特に多いのは乳幼児です。乳幼児の健診や予防接種、保育園などの手続に訪れる保護者とともにいる姿をよく見かけます。妊婦の方もいます。市役所から健康センターへのプロムナードや緑の広場、駐車場など、敷地内のあらゆる場所での受動喫煙を防止するには、敷地内の全面禁煙しかありません。

愛煙家には厳しいという意見もあるでしょうが、喫煙する人のうち、たばこをやめたい、できればやめたい、そう答える人は約8割に上るとい調査結果もあります。

敷地内禁煙が禁煙にチャレンジするきっかけになれば素晴らしいことです。健康保険も使える禁煙外来では、薬の開発も進み、禁煙の成功率も高まっています。

自治体の役割は市民の健康と財産を守ること、福祉の増進にあります。市役所敷地内を全面的に禁煙とし、その理解を市民に求めていくことは先進的であり、重要な取り組みです。全ての人を受動喫煙から守るために、ぜひ市役所の敷地内禁煙を実現することを求めて、陳情第9号への賛成討論を終わります。

○議長（西畑春政君） ほかに賛成討論ございますか。

〔発言する者なし〕

○議長（西畑春政君） 討論なしと認めます。

それでは、以上で討論を終結して採決をいたします。

speaker\_collect\_20190327-185002.txt

陳情第9号 新庁舎の敷地内禁煙を要望する陳情を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（西畑春政君） 賛成者少数。  
よって、陳情第9号は不採択と決しました。

---